

市外居住者に係る介護予防支援に必要な手続きについて（お願い）

本市の被保険者で市外に居住されている利用者(=要支援1または2の方々)に対して、居住地の地域包括支援センターが介護予防支援の提供をしていただく場合の手続きにつきましては、以下のとおりとさせていただきます。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

<市外居住者への必要な手続きの流れについて>

①豊中市が市外の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）を基準該当事業所と認定する手続きを行います。

【介護予防支援事業者（地域包括支援センター）様から提出していただく書類】

- ・基準該当介護予防支援登録申出書
- ・所在地市町村が発行した「介護予防支援事業所指定通知書」の写し（1枚）
- ・特例介護予防サービス計画費の代理受領に係る申出書
(保険者である豊中市が、国保連を通じて貴事業所に報酬支払をするために必要です)

②市外の介護予防支援事業者が、ご利用者と直接契約をしていただきます。

【介護予防支援事業者（地域包括支援センター）様から提出していただく書類】

- ・被保険者証
- ・当該利用者にかかる「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 **介護予防**」
※サービス利用開始月の月末までに提出してください。（暫定サービスを利用し、要支援認定結果が翌月以降になった場合は、サービス提供開始年月日を明記してください。）

③利用者の介護予防プランを作成してください。

④介護報酬の請求を国保連に行ってください。

※介護報酬請求は、所在地の国保連合会に請求してください。

所在地の国保連合会から大阪府国保連を通じて、本市への請求が行われます。

【ご注意】

本市での給付費支出に際して、別途、実績に関する書類のご提出をお願いする場合があります。

【お問い合わせ・書類提出先】

豊中市 福祉部 長寿安心課 地域支援係

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 TEL 06(6858)2866/ FAX 06(6858)3611